

特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会  
役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会の細則第8条の規定により、役員  
の選任に関する事項について定める。

(理事候補者)

第2条 各支部は、支部会議で支部内の個人正会員（入会予定者を含む。）の中から次期任期の理事の  
候補者（以下「理事候補者」という。）を各6人推薦する。

2 各支部長は会長が別に定める期間内に、前項で推薦した理事候補者を様式1「理事候補者届」に  
様式2「役員候補者経歴書」を添付し、会長に届け出なければならない。

3 会長は、前項の届出を受理した際には、理事会に速やかに報告しなければならない。

4 会長は、必要と認めるときは第1項に規定する理事候補者のほかに、個人正会員（入会予定者を含  
む。）の中から次期任期の理事候補者を1人または2人推薦することができる。

その場合にあつては、会長は当該の理事候補者を様式7「理事候補者報告書」に様式2「役員候補  
者経歴書」を添付し、理事会に速やかに報告しなければならない。

(監事候補者)

第3条 会長は、個人正会員又は入会予定者の中から次期任期の監事の候補者（以下「監事候補者」  
という。）を2人推薦し、様式3「監事候補者報告書」に様式2「役員候補者経歴書」を添付して、  
理事会に速やかに報告しなければならない。

(役員立候補)

第4条 個人正会員は、他の正会員5人以上の推薦を受けて、理事又は監事に立候補することが  
できる。

2 理事又は監事に立候補しようとする者（以下「役員立候補者」という。）は、会長が別に定める期  
間内に様式4「役員立候補届」に様式2「役員候補者経歴書」を添付し、会長に届け出なければな  
らない。

3 会長は、前項の届出を受理した際には、当該の役員立候補者に通知しなければならない。

(立候補の辞退)

第5条 前条に規定する役員立候補者は、立候補を取り下げることができる。

2 前項の取り下げを行う場合は、会長に役員を選任を行う総会の31日前までに様式5「役員  
立候補辞退届」により届け出なければならない。

3 会長は、前項の届出を受理した際には、当該の役員立候補者に通知しなければならない。

(候補者名簿の公表)

第6条 会長は、様式6「役員候補者名簿」を作成し、役員を選任を行う総会の30日前まで  
に正会員に公表しなければならない。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は、総会における議決又は投票により行う。

- 2 役員候補者が、細則第7条に規定する役員数（理事は理事会の同意で定めた人数、監事2人）を超えた場合には、総会において出席正会員（以下「出席正会員」という。）が行う選挙により決定する。
- 3 役員候補者が、細則第7条に規定する役員数（理事は理事会の同意で定めた人数、監事2人）を超えない場合には、議長が当該候補者をもって当選人と決定する。

(選挙管理委員会)

第8条 前条第2項に規定する選挙を公正に行うために、選挙管理委員会を置くものとする。

- 2 選挙管理委員会の人数は、3人とする。
- 3 選挙管理委員会の委員は、会長が各支部の正会員の中から各1人委嘱する。
- 4 選挙管理委員会の委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。
- 5 前項の委員は、役員候補者になることができないものとする。
- 6 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 7 選挙管理委員会は、次の事務を行うものとする。
  - (1) 出席正会員を確認し、投票用紙を配付すること
  - (2) 投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2人以上の出席正会員に確認させ、会場において投票に立ち会って不正のないよう監視すること
  - (3) 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票箱をその場で封印し、所定の場所に保管すること
  - (4) 開票を次により行うこと
    - ア 開票に先立ち、開票の任にあたる者を選任し、開票にあたらせるとともに、選挙管理委員長の許可のある者以外は開票場への立入りを厳禁する。
    - イ 投票総数を確認する。
    - ウ 有効投票と無効投票の分類を行う。
    - エ 各役員候補者の得票数の集計を行う。
  - (5) 投票の集計結果を一覧にして選挙管理委員会委員長が議長に提出すること
- 8 選挙管理委員会に係る事務は、協会の事務局が執行する。

(投票の記載及び投函)

第9条 出席正会員は、役員候補者の中から役員を選び、投票用紙に指定の記号をつけて、これを投票箱に投函しなければならない。

(無効投票)

第10条 次の投票は無効とする。

- (1) 「静岡県介護支援専門員協会の印」の捺印のある所定の用紙以外の用紙を使用したもの
- (2) 指定の記号以外で記載したもの
- (3) 連記投票の場合に定数を超えて記号を記載したもの
- (4) 判読が困難なもの

(得票同数の場合の決定方法)

第 11 条 得票同数者の中から当選者を決定する場合は、議長が抽選で定める。

(当選者の決定)

第 12 条 議長は、選挙管理委員長から開票結果の報告を受けたときは、当選者を決定し速やかに会長及出席正会員に報告しなければならない。

(当選者の公示)

第 13 条 前条の報告を受けた会長は、これを公示しなければならない。

(正副会長の選任)

第 14 条 定款第 13 条第 2 項に規定する正副会長は、会長 1 人、副会長 2 人とする。

2 定款第 14 条第 2 項に規定する正副会長の理事による互選において、会長については、最初に互選し決定する。また、副会長については、会長が地域性（東部、中部、西部）等を考慮した上で候補者を推薦し理事に諮り決定する。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。